知教労ニュース

発行　知多地方教職員労働組合（知教労）
〒475-0929 半田市仲田町1-18　Tel&Fax 0569-24-5216
HP:http://www.chikyoro.ikaduchi.com/ e-mail:chikyoro@oboe.ocn.ne.jp

三回目を迎えた全国学力テスト「実施ありき」ではなく更なる論議を

平成21年度も参加の論議
全国学力・学習状況調査参加に関する教育委員会の議論を公開

四月二十一日、三回目となる「全国学力・学習状況調査」が行われた。昨年まで全国で唯一不参加であった犬山市が市長派の切り崩しにより参加することになり、文字通り全国一律のテストとなった。

知教労は、昨年から知多地方の各自治体に情報開示を求め、全国学力・学習状況調査に参加するにあたって、各市町教委がどのような論議をしてきたのかを明らかにした。（情報公開された全文は知教労ホームページに掲載しましたのでご参照ください）

各市町教育委員会で論議の深まり

参加にいたる論議をみると、知教労が昨年度、全面開示を行い、同時に各市町の教育委員会に対して「参加ありきではなく、真剣な論議を」と要望したことにともない、昨年度に比べて『実』のある内容になっているところが多い。

昨年度は、結果について全国・県と比べ良かったとか悪かったとかなどという論議が多かったが、今年度は、結果の開示への対応や、今後の展望などを考え、今年度の参加についてまじめに論議している教育委員会の姿が多かったといえるだろう。特に、阿久比町では五人の教育委員のうち地区内で初めて参加に反対した委員が存在したことは、この議論の深さを感じさせるものである。

いつまで続ける？議事録にみる本音

愛知県下全域においても、このテストをいつまで続けるのか、情報開示の請求に対してどう対処していくのかは頭の痛い話題らしく、都市教育長会議を開いて、情報開示請求があった場合においても「市町村名、学校名が明らかになる公開」を避けるよう要望している。しかし、ならばなぜ三年目になる今回参加するのかは明快ではない。「やはり、一年よりは二年、二年より三年は継続すべき」（東海市山田委員）といった論理が中心である。「調査に反対する理由はない。奨励もしないが、調査をやっても問題ないと考える」（知多市石井委員）という『正直な』議論さえある。

半田市の前田委員長は、締めくくりの意見の中で「教育というものは非常に崇高なもの（中略）こういった程度の中で論議が出てしまっている。（中略）序列化であるとか、点数がうんぬんとかそういうことで語られるのが一番悔しい。そういったことを主眼において、三年やったらまたやるという、とってつけた義務の中でやるのではなく、必要なものなら必要だということをわからせて頂くようにもっていってほしい」と文科省への怒りと戸惑いを述べている。それに応え、石黒教育長は「（前略）どうしても数値に目がいってしまう。それならばやめる方向もひとつ。」と、これまた本音の議論がなされている。（その割には、半田市のみ、十市町唯一「教育長の専決事項」という民主主義の原則からはずれた方法で参加を決めているのだが）国と現場を結ぶ地域の教育委員会としての苦悩はこれからも続くだろう。今となっては、『政治的圧力』で参加を決めた犬山市の真剣な議論が、色あせることなく光り輝く足跡を残しているといえるのではないだろうか。

教育委員は秘密の委員？

なお、蛇足になるが、昨年よりは減少したものの、公職であるにもかかわらず教育委員の氏名を黒塗りにしたり、会議全体の発言を要旨にまとめようとしたりするなどの情報公開度の低さを物語る市町もあった。詳しくは，ホームページにおいてご確認あれ。

北から南から　～～ 支部だより ～～

新年度が始まり、約2ヵ月。転勤した者にとっては大きな変化があり、そうでない者にとっても新たなスタートとなっているに違いない。

私の勤務先は校長の退職で新校長が着任した。前年度までは、凍りつくような職員室に誰も寄りつかないような職場であったが、今は和やかな雰囲気である。管理職1人でこうも変わるものかと驚くほど。多少の「温度差」はあるものの、組織が変われば雰囲気が変わるのは自然なことなのかもしれない。しかし、管理職が変わろうと職員が変わろうと、変わらないことがある。それは、「労働基準」である。それにも関わらず、「変わってしまう」のである。新しい管理職になるたびに申し入れをし、確認をしなければならない。こちらの「温度差」にいたっては、職場によって大きく違うようである。「このこと」こそ「温度差」など存在してはならないはずなのに……。

労働時間の記録について確認され、実施が始まった職場もあれば、割り振り簿さえ存在しない職場もある。各校情報交換の場から様々な問題に対して話をするものの、いざ実際に対応するとなると厳しい現状が待っている。職場で孤立せず、「温度差」のない職場になるよう、元気の出る組合活動をして支え合っていかなければならない。　（Ｉ）

みんなの目

新型インフルエンザの感染者が日本でも広がってきた。我が校でも、5月にインフルエンザB型が流行した。ある医院では「0小の子には気をつけるように」という意味のはり紙が出されたそうだ▼この新型インフルエンザは致死率が低いので政府の対応が重すぎると批判する人もいる。修学旅行の中止など、過剰とも言える対応による影響が目立ってきた▼インフルエンザは、罹患率は小学生が高く、死亡率は高齢者が高い。死亡者はここ十年で毎年二百～千八百人ほどである。しかし、実際には肺炎などの合併症を併発して亡くなられる方が多く、こちらは九百～一万五千人と推定されている▼06年度の統計によると、日本人の死亡原因の六位が自殺であり、約三万となっている。自殺は20～39歳では死因のトップである。10～14歳でも三位で死因の一割にもなっている。インフルエンザとは比べものにならない死者数である。なぜマスコミや政府はもっと声を出さないのか▼社会行政の対応はもちろんであるが、教員として何ができるのか、考えていきたい。（0）

～～がんばる県下各地の連帯組合～～

長時間労働者への医師の面接で前進

小牧教労の活動紹介

「始業・終業時刻を管理職の責任においてすべての事業場で記録していかなくてはいけない」という労働安全衛生法の改正が 08 年４月から始まりました。しかし、愛知県はこの制度を周知してこなかったことを知教労ニュースをご覧の皆さんはご承知かと思います。そのため、愛知県では県立学校では個人の責任による始業・就業時刻の記録が始まったものの、市町村立の学校ではほんの一部を除きどこの自治体も行なってきませんでした。

小牧市では、小牧教労の活動もあり、この違法状態に風穴が開きました。『長時間労働による健康障害防止のための面接指導実施要項』が３月に決められたのです。月１００時間の残業が認められたら、本人の申し出で医師への面接を行なうように校長を義務づけています。

残念ながら現状では、実労働時間の把握は本人に任せられていますし、「極めて正確な労働時間を求めるものではない」としています。その点は法の趣旨に反していますが、医師への面接を校長に義務づけた点では一歩前進です。要項には、持ち帰りの仕事は入れないものの、「対外運動競技の引率、近隣施設での練習試合、PTA 活動、補習、校内模試、大会役員用務など」も含んでいます。

今後の運用で、始業・終業時刻を記録しないなどの小牧の制度の欠点が浮き彫りにされていくはずです。その圧力でこれからもさらに制度の整備が進んでいくことでしょう。期待して見守っていきたいと思います。

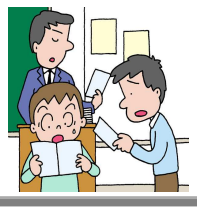

知ってるつもり・Q＆A

知教労の特色ある活動の取り組みは？

Q 福利・厚生や組合員の親睦を深めるような活動はあるのでしょうか。

A いざという時のために知教労では、全日本教職員組合医（全教）の共済制度を薦めています。

総合共済、火災共済、年金共済など9種類のラインナップがあります。もちろん、知教労の組合員でなくても加入でき、知多管内でも多くの方が利用されています。

インターネットの「全教共済」で検索するとすぐにヒットし詳しい説明がなされています。

親睦を深める活動は、歓送迎会やハイキングなどを行っています。歓送迎会は、新しい組合員を迎えて退職されたOBやOGも参加して年に一回開いています。こうした親睦を深める会は各支部でも積極的に行われています。

また、年に一度「春のハイキング」という行事があり、5月の土曜日に自然や歴史探索の一日を過ごします。最近では、明治村、杉原千畝資料館などを訪れました。また、愛教労の「平和の旅」という海外旅行に参加する人もいます。もちろん、組合員以外の方も気軽に参加しています。

３月号から知教労の具体的活動について答えてきました。労働条件全般、職場でのふとした疑問など、ご質問ください。知教労ＨＰからメールを出すことができます。

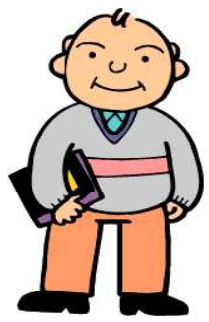

こんな素晴らしい判決が出た！　勇気をもらった自衛隊イラク派兵違憲判決学習会　第3回

このシリーズ最終回の今回は、この判決の意義について述べたいと思います。まずは、前回のおさらいですが、2008年4月24日に名古屋高等裁判所民事第3部の判決は下記のようなものでした。

①イラクは戦闘地域であり、現在の戦闘状況は国際的な紛争である。自衛隊は、その地で武装した多国籍軍の兵員を輸送している。

②したがって自衛隊がイラクで行っている活動は、戦争と武力の行使を放棄した憲法9条に違反した活動を含んでいる。

③控訴人（住民）らに、損害賠償請求において認められるほどの被侵害利益が生じているとはいえないので、損害賠償請求は認められない。

住民の主張をほぼ全面的に認めながら、賠償請求のみは認めないという内容です。一見、中途半端な判決なようですが、実はここが大きな意味を持っていたのです。

紹介してきた通り、この裁判は住民側が国に対して慰謝料を求めるという、いわゆる民事裁判で争われてきました。そして、民事訴訟法では、勝訴した側は上級の裁判所に控訴や上告することができないことになっています。

もし、名古屋高等裁判所が国に対して損害賠償を命じたら、この裁判は住民勝訴になります。そうなれば、負けた国側が上告し、最高裁判所によって、「自衛隊の活動は憲法9条に違反している」などという判決は破棄されてしまうかもしれません。

青山邦夫氏を長とする3名の裁判官は、これを見越して賠償請求は認めませんでした。先に記したように、「勝った」立場の国側は上告できず、「自衛隊の活動は憲法9条に違反している」という判決が確定したのです。おまけに「平和的生存権は、すべての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的権利である。」とはっきり認めています。まさに名判決！現代版の大岡裁きともいうのでしょうか。

この判決は、はかりしれない大きな意味をもっています。この誇りある判決を高くかかげ、平和的生存権を生活の中に定着させていこうではありませんか。

なお、この裁判については、知教労が開催する平和学習会において詳しく紹介されます。ぜひ、一人でも多くの方の参加を訴えてこの連載を閉じさせていただきます。

第１６回 知教労平和学習会

【日時】６月２７日（土）　１３時３０分 開会

【場所】半田勤労福祉会館 『アイプラザ半田』

【講師】川口創（はじめ） 氏（イラク訴訟弁護団事務局長）